

凡

例

1．組織体相互又は組織体と職との関係の表示

——は、本省及び外局においては内部部局を、地方支分部局及びその他の機関においてはこれに準ずる組織体であることを示す。

-----は、地方支分部局又はこれに準ずる組織体であることを示す。

====は、上記以外の組織体であることを示す。

- - -は、組織体とならんで所掌事務の全部又は一部を総括整理する等の職であることを示す。

2．組織体及び職の表示

□は、法律又は政令によって設置された組織体又は職を示す。

□□□□は、府令・省令・庁令・規則・訓令等法律又は政令以外の措置によって設置された組織体又は職を示す。ただし、人事院及び陸上・海上・航空自衛隊については、これらの表示も□□□□を使用した。

[]は、組織体の集合又は共通的呼称として法律の規定に用いられている概念であって、組織体とは認めがたいものを示す。

3．組織体及び職の数の表示

組織体又は職の数は、□□□又は□□□□□の右側に○又は()を付し、下記の例によって数字で示した。

⑤は、その組織体が五つあることを示す。

③は、法令上設置することができるが現実には置かれていないものを示す。

は、その職が五つあることを示す。

(3)は、その職が三以上と定められていることを示す。

(3 ~ 7)は、その職が三以上七以内と定められていることを示す。

(7)は、その職が七以内と定められていることを示す。

4．地方支分部局又はこれに準ずる組織体の名称の表示

同種の地方支分部局又はこれに準ずる組織体が二以上置かれている場合には、例えば □□□□□

③の右側に(名古屋、大阪、福岡)を付して、その組織体個々の名称を示した。

5．職員の数の表示

各行政機関の職員数は、平成29年8月1日時点の行政機関職員定員令、特措法政令(注2)、各省定員規則等の定める年度末定員を示す。

内部部局、附属機関、地方支分部局等の職員数については、原則として大臣訓令等により定められた定員を示す。

○ ○ 局
345人

は、その組織体に置かれる職員の定員(定員の定められない場合には、配置人員)が345人であることを示す。

345人

○ ○ 局

は、その組織体及びこれと.....で結んでその下に図示した各組織体を通ずる職員の合計の定員が345人であることを示す。

○ ○ 局
出張所

6．大臣官房及び長官官房に置かれる総括整理職の担当職務の表示

大臣官房・長官官房に総括整理職が複数置かれているものについては、その担当職務を掲げた。

(注1) 付録に掲げた機構については、おおむね上記1から5までに準ずる。

(注2) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の適用に基づく沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令。